

社会福祉法人 恵林

次世代育成法に基づく行動計画

職員が仕事と家庭を両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6年 4月 1日 ~ 令和 8年 3月 31日までの 2年間

2. 内容

職員のワーク・ライフ・バランスを確保

目標：年次有給休暇取得日数を1人あたり平均年間8日以上とする。

<対策>

- 令和6年4月～ 前年度の年次有給休暇取得実績の集計
- 令和6年5月～ 掲示等により年次有給休暇取得促進について掲示
- 令和7年4月～ 年次有給休暇取得実績の検証。